平成２５年（フ）第３６３７号
大阪市住之江区粉浜１丁目18番２号　アメニティパークスＰａｒｔⅢ301
債務者　中村　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６４４号
大阪市西淀川区中島１丁目18番18号　武富ハイツ202号室
債務者　菊池菜見子（旧姓吉留）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６８０号
大阪市西区南堀江４丁目25番34―801号
債務者　佐古　瑠味（旧姓幸野）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７号
北海道帯広市西14条北８丁目13番地13
債務者　中塚　和徳
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
北海道帯広市西17条南４丁目39番５号　光和ハイツＡ号
債務者　宍戸　真美（旧姓迎）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１４３４号
横浜市港北区大倉山１丁目15番２号　畑野荘101
債務者　水村　敏子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９８号
岡山市東区大多羅町142番地１フローラ都紀α棟101、旧住所岡山市東区金岡東町２丁目４番18―２号
債務者　松村　吉健
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１号
東京都八王子市南大沢２丁目15番地１　１―608
債務者　古川　昭位
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７０９号
東京都杉並区井草４丁目２―10―302
債務者　藤澤　由里
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３０号
東京都足立区伊興１丁目17―16―202
債務者　豊田　二美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７３号
大阪市西成区玉出中１丁目２番16号　ローズパンション31号
債務者　林　　宏樹
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４２号
大阪市西成区長橋３丁目６番７―205号
債務者　金子　寛之
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５７７号
大阪府豊中市岡町北１丁目４番11―201号
債務者　山本　哲郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４１号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目１番15―801号
債務者　小林つかさ（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部